



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 8 月20日 (木曜日) 第 2719 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	
<b>告 示</b>	
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 6	
○救急病院の辞退…………… ( “ ) 6	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 6	
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同	
意 ( 8 件) …………… (水産政策課) 6	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 8	
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 8	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 8	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 10	
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見…………… (商工政策課) 11	
○落札者等の公告…………… 11	

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第44号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 225号 (第 103条関係) (表)		様式第 225号 (その 1) (第 103条関係) (表)	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
狩猟免許 年 月 日	狩猟免許番号 第 _____ 号	狩猟免許交付 年 月 日	狩猟免許の番号 ( _____ )
[略]		[略]	
免 許 の 種 類	[略] 税 額 (地方税法第 700条の52 第 2 項第 1 号に該当する 場合は、各税額の 1 / 4 の税額。同項第 2 号に該 当する場合は、各税額の 3 / 4 の税額。対象鳥獣 捕獲員等は各税額の 1 / 2 の税額。※裏面参照。 )	免 許 の 種 類	[略] 税 額 (地方税法第 700条の52 第 2 項第 1 号に該当する 場合は、各税額の 1 / 4 の税額。同項第 2 号に該 当する場合は、各税額の 3 / 4 の税額。※裏面参 照。)
[略]		[略]	
証 紙 は り 付 け	(注意) 宮崎県知事の狩猟者の登録を受ける者は、県が発行 する証紙をはり付けてください。 はり付けた証紙を消印したり、汚損したりしないで ください。	証 紙 貼 付 欄	(注意) 宮崎県知事の狩猟者の登録を受ける者は、県が発行 する証紙を貼り付けてください。 貼り付けた証紙を消印したり、汚損したりしないで ください。

<p>欄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[略]</p> <p>お 願 い</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 対象鳥獣捕獲員については 市町村長が証する書面を添付 してください。</p> <p>4 [略]</p> </div> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>(注)</p> <p>1 地方税法第 700条の52第 1 項第 2 号の税率 <u>(11,000円)</u> 又は 同項第 4 号の税率 <u>( 5,500円)</u> が適用されるのは、次のいずれ かに該当する場合です。(該当者は、市町村長の証明を受けて ください。)</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>平成20年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に受ける狩 猟者の登録であって、次のいずれかに該当する場合の狩猟税の 税額は、地方税法第 700条の52第 1 項の規定にかかわらず、表 面に記載した税額に 2 分の 1 を乗じた税額とします。</u></p> <p>(1) <u>対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の 防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第 134号  ) 第 9 条第 6 項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第56条に 規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)</u>に係る狩猟者の登録</p> <p>(2) (1)の対象鳥獣捕獲員の登録(以下「<u>軽減税率適用登録</u>  」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった 場合、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一 の種類の手続きについて、当該軽減税率適用登録の有効期 間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けると きの当該狩猟者の登録</p> <p>5 <u>職業欄は、『狩猟者登録申請書』の『(7) 職業』と一致す ること。</u></p> <p>[略]</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[略]</p> <p>お 願 い</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 [略]</p> </div> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>(注)</p> <p>1 地方税法第 700条の52第 1 項第 2 号の税率又は同項第 4 号の 税率が適用されるのは、次のいずれかに該当する場合です。(  該当者は、市町村長の証明を受けてください。)</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[略]</p>
---	--

別記様式第 225号(その 1)の次に次の 2 様式を加える。

様式第 225号 (その 2) (第 103条関係)

(表)  
年度 狩猟税申告書  
(地方税法附則第32条の2の税率の特例用)

受	付 印	県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	住所
				氏名
				職業
狩猟免許交付 年 月 日				狩猟免許の番号 ( )
狩猟免許の種類 (該当するものを○で囲んでください。)				第一種      網      わな      第二種
狩猟をしようとする場所 (該当するものを○で囲んでください。)				1 県下全域 2 放鳥獣猟区のみ      3 放鳥獣猟区以外
免許 の 種 類	税率の区分 (該当する区分の号数を○で囲んでください。) 当該年度の県民税の所得割額の納付の必要の有無等			税 額  (地方税法附則第32条の2 第1項又は第2項に該当)
第 一 種	1 号	1 所得割額の納付を要する者 2 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する者を除く。)		8, 2 0 0 円
	2 号	3 所得割額の納付を要しない者で控除対象配偶者又は扶養親族以外のもの 4 所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族 5 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事するもの		5, 5 0 0 円
網 又 は わ な	3 号	1 所得割額の納付を要する者 2 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する者を除く。)		4, 1 0 0 円
	4 号	3 所得割額の納付を要しない者で控除対象配偶者又は扶養親族以外のもの 4 所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族 5 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事するもの		2, 7 0 0 円
第 二 種	5 号	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		2, 7 0 0 円
証 紙 貼 付 欄	(注意) 宮崎県知事の狩猟者の登録を受ける者は、県が発行する証紙を貼り付けてください。 貼り付けた証紙を消印したり、汚損したりしないでください。			

※ 処 理 事 項	税額確認	番号 第      号	摘 要
		年 月 日      .      .	
		取扱者	
			④

## お 願 い

- 1 この申告書は、狩猟者の登録を受けるときに、地方税法附則第32条の2の規定に該当することを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付して所轄の県税・総務事務所に提出してください。
- 2 第一種銃猟免許、網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2号又は4号税率の適用を受けるものは、裏面に市町村長の証明を受けてください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

(注) 詳しくは、裏面を参照してください。

(裏)

(注)

- 1 地方税法附則第32条の2第1項又は第2項に該当する場合は、地方税法第700条の52第1項に規定する税率に2分の1を乗じた税率となります。
  
- 2 地方税法第700条の52第1項第2号の税率又は同項第4号の税率が適用されるのは、次のいずれかに該当する場合です。(該当者は、市町村長の証明を受けてください。)
  - (1) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者(以下「控除対象配偶者」という。)又は同項第8号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)以外のもの
  - (2) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族
  - (3) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているもの

-----

証 明 欄 (2号又は4号税率の適用を受ける者のみ)

上記の者は、

- 1 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で控除対象配偶者又は扶養親族以外のもの
- 2 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族
- 3 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているもの

であることを証明します。

年 月 日

市町村長



様式第 225号 (その3) (第 103条関係)

**年度 狩猟税申告書**  
(地方税法附則第32条の課税免除用)

受 <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin: 0 10px;"></span> 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊦</span> <div style="float: right; text-align: center;">職 業</div>
狩猟免許交付 年 月 日		狩猟免許の番号 ( )
狩 猟 免 許 の 種 類 (該当するものを○で囲んでください。)		第一種      網      わな      第二種
狩 猟 を し よ う と す る 場 所 (該当するものを○で囲んでください。)		1 県下全域 2 放鳥獣猟区のみ                      3 放鳥獣猟区以外
<p>次のいずれかに該当する場合には、狩猟税の課税が免除されます。 該当する番号を○で囲んでください。</p> <p style="margin-left: 40px;">1 対象鳥獣捕獲員 (地方税法附則第32条第1項該当)</p> <p style="margin-left: 40px;">2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 (地方税法附則第32条第2項該当)</p>		
備 考		

お 願 い

- 1 この申告書は、狩猟者の登録を受けるときに、地方税法附則第32条の規定に該当することを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付して所轄の県税・総務事務所に提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

※ 処理 事項	確 認 欄	番号 第                      号	年月日                      .                      .	摘要
		取扱者 <span style="float: right;">㊦</span>		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 488号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団アブラハムクラブ ベテスダクリニック	都城市年見町23-12

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 8 月13日から平成30年 8 月12日まで

宮崎県告示第 489号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等を辞退した。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称及び所在地

名 称	所 在 地
日向市立東郷病院	日向市東郷町山陰丙1412番地 1

宮崎県告示第 490号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4552000228	放課後等デイサービスももたろう	児湯郡高鍋町大字北高鍋4591番地	合同会社桃	西都市大字藤田 648番地	平成27年 8 月 7 日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 491号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 7 月 6 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 延岡水産開発株式会社 延岡市 中島 養的
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業

宮崎県告示第 492号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 7 月 6 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 赤井 和則 延岡市 坂口 清人
加入区 の 名 称	延岡市第三加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧赤水漁業協同組合の地区

区	分	大型定置漁業及び小型定置漁業
---	---	----------------

**宮崎県告示第 493号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 7 月 6 日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 岩田 巖 東臼杵郡門川町 黒木 光年
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型まき網漁業及び小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 494号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 7 月17日
発起人の住所及び氏名	日向市 (有) 吉栄丸 日向市 (有) 富丸水産
加入区 の 名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 495号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定

による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 7 月17日
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 (有) 俵水産 児湯郡川南町 (有) 海伸丸
加入区 の 名 称	川南町加入区
区 域	川南町漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 496号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 6 月30日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 (有) 大黒丸水産 宮崎市 (有) 仁庄水産
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	檳浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及びさし網漁業

**宮崎県告示第 497号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 6 月30日
------------	--------------

発起人の住所及び氏名	日南市 (有) 辻水産 日南市 (有) ハンエイ
加入区 の 名 称	日南市第三加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 498号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 6 月30日
発起人の住所及び氏名	日南市 (有) 平原水産 日南市 (有) 中村水産
加入区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 499号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 8 月20日から平成27年 9 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
230	県道	細島港 日向市 停車場 線	日向市向江 町一丁目 1 77番 6 地先 から同市鶴 町一丁目39	旧	11.0～ 17.8	160.0
				新	11.0～ 20.5	160.0

番 2 地 先 まで				
------------	--	--	--	--

**宮崎県告示第 500号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 8 月20日から平成27年 9 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
230	県道	細島港 日向市 停車場 線	日向市向江 町一丁目 1 77番 6 地先 から同市鶴 町一丁目39 番 2 地先ま で	平成27年 8 月20日

**宮崎県告示第 501号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 警 戒 区域の箇所 ( 溪 流 ) 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	浦 田 谷	01- 201- 1 - 038	土 石 流
	四 っ 枝 1	01- 201- 2 - 021	土 石 流
	四 っ 枝 1 - 新①	01- 201- 2 - 021 - 新①	土 石 流
	四 っ 枝 2	01- 201- 3 - 081	土 石 流
	四 っ 枝 2 - 新①	01- 201- 3 - 081 - 新①	土 石 流
	四 っ 枝 3	01- 201- 3 - 082	土 石 流
	四 っ 枝 4	01- 201- 3 - 083	土 石 流
	四 っ 枝 5	01- 201- 3 - 084	土 石 流



四ツ枝 6	01- 201- 3 - 085	土 石 流	柿 木 原	I - 1 - 0022	急傾斜地の崩壊
四ツ枝 6 - 新①	01- 201- 3 - 085 - 新①	土 石 流	柿木原-新①	I - 1 - 0022-新①	急傾斜地の崩壊
浦田谷 2	01- 201- 3 - 086	土 石 流	大瀬町柿木原-3	I - 1 - 3057	急傾斜地の崩壊
浦田谷 2 - 新①	01- 201- 3 - 086 - 新①	土 石 流	大瀬町柿木原-3-新①	I - 1 - 3057-新①	急傾斜地の崩壊
松木丸 1	01- 201- 3 - 087	土 石 流	広原焼面	I - 1 - 0003	急傾斜地の崩壊
松木丸 2	01- 201- 3 - 088	土 石 流	広原字宗源寺	I - 1 - 3007	急傾斜地の崩壊
焼面谷	01- 201- 1 - 010	土 石 流	志戸前-1-新①	I - 1 - 3011-1-新①	急傾斜地の崩壊
志戸前	01- 201- 3 - 019	土 石 流	中島-1	II - 1 - 4014	急傾斜地の崩壊
迫	I - 1 - 0099	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘東	1 - 2 - 0002	急傾斜地の崩壊
生目神社下-1	I - 1 - 0059	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘東-新①	I - 2 - 0002-新①	急傾斜地の崩壊
八所-新②	I - 1 - 0060-新②	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘東-新②	I - 2 - 0002-新②	急傾斜地の崩壊
柳ヶ迫	II - 1 - 4131	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘東-新③	I - 2 - 0002-新③	急傾斜地の崩壊
大塚台西一丁目	II - 1 - 4119	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘西1	I - 2 - 0003	急傾斜地の崩壊
千丈-2	I - 1 - 3033	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘西1-新①	I - 2 - 0003-新①	急傾斜地の崩壊
仁王香田	II - 1 - 4120	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘西2	I - 2 - 0004	急傾斜地の崩壊
仁王香田-新①	II - 1 - 4120-新①	急傾斜地の崩壊	平和ヶ丘西2-新①	I - 2 - 0004-新①	急傾斜地の崩壊
浦田	I - 1 - 0010	急傾斜地の崩壊	下北方-2-新①	I - 1 - 0027-新①	急傾斜地の崩壊
大瀬町浦田	I - 1 - 3012	急傾斜地の崩壊	高下-1	II - 1 - 4104	急傾斜地の崩壊
四ツ枝-1	II - 1 - 4016	急傾斜地の崩壊	高下-2	II - 1 - 4105	急傾斜地の崩壊
四ツ枝-2	II - 1 - 4017	急傾斜地の崩壊			
四ツ枝-5	III - 1 - 9008	急傾斜地の崩壊			
四ツ枝-6	III - 1 - 9009	急傾斜地の崩壊			
浦田-1	III - 1 - 9010	急傾斜地の崩壊			
松木丸-4	III - 1 - 9011	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年8月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	四ツ枝1	01-201-2-021	土石流
	四ツ枝1-新①	01-201-2-021-新①	土石流
	四ツ枝2	01-201-3-081	土石流
	四ツ枝3	01-201-3-082	土石流
	四ツ枝4	01-201-3-083	土石流
	四ツ枝5	01-201-3-084	土石流
	四ツ枝6	01-201-3-085	土石流
	浦田谷2	01-201-3-086	土石流
	浦田谷2-新①	01-201-3-086-新①	土石流
	松木丸2	01-201-3-088	土石流
	志戸前	01-201-3-019	土石流
	迫	I-1-0099	急傾斜地の崩壊
	生目神社下-1	I-1-0059	急傾斜地の崩壊
	八所-新②	I-1-0060-新②	急傾斜地の崩壊
	柳ヶ迫	II-1-4131	急傾斜地の崩壊
	大塚台西一丁目	II-1-4119	急傾斜地の崩壊
	千丈-2	I-1-3033	急傾斜地の崩壊
	仁王香田	II-1-4120	急傾斜地の崩壊

仁王香田-新①	II-1-4120-新①	急傾斜地の崩壊
浦田	I-1-0010	急傾斜地の崩壊
大瀬町浦田	I-1-3012	急傾斜地の崩壊
四ツ枝-1	II-1-4016	急傾斜地の崩壊
四ツ枝-2	II-1-4017	急傾斜地の崩壊
四ツ枝-5	III-1-9008	急傾斜地の崩壊
四ツ枝-6	III-1-9009	急傾斜地の崩壊
浦田-1	III-1-9010	急傾斜地の崩壊
松木丸-4	III-1-9011	急傾斜地の崩壊
柿木原	I-1-0022	急傾斜地の崩壊
柿木原-新①	I-1-0022-新①	急傾斜地の崩壊
大瀬町柿木原-3	I-1-3057	急傾斜地の崩壊
大瀬町柿木原-3-新①	I-1-3057-新①	急傾斜地の崩壊
広原焼面	I-1-0003	急傾斜地の崩壊
広原字宗源寺	I-1-3007	急傾斜地の崩壊
志戸前-1-新①	I-1-3011-1-新①	急傾斜地の崩壊
中島-1	II-1-4014	急傾斜地の崩壊
平和ヶ丘東-新①	I-2-0002-新①	急傾斜地の崩壊
平和ヶ丘東-新②	I-2-0002-新②	急傾斜地の崩壊
平和ヶ丘東-新③	I-2-0002-新③	急傾斜地の崩壊
平和ヶ丘西1	I-2-0003	急傾斜地の崩壊

平和ヶ丘西 1-新①	I-2-0003-新①	急傾斜地の崩壊	3 落札者を決定した日 平成27年8月3日
平和ヶ丘西 2	I-2-0004	急傾斜地の崩壊	4 落札者の氏名及び住所 日立キャピタル株式会社九州法人支店 支店長 栗原 直樹 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
平和ヶ丘西 2-新①	I-2-0004-新①	急傾斜地の崩壊	5 落札金額 1,411,412,688円(消費税込み)
下北方-2 -新①	I-1-0027-新①	急傾斜地の崩壊	6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
高下-1	II-1-4104	急傾斜地の崩壊	7 一般競争入札の公告を行った日 平成27年6月11日
高下-2	II-1-4105	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サビア日南ショッピングセンター  
日南市材木町1番 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法附則第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
平成27年7月21日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
平成27年8月20日から平成27年9月24日まで

### 落札者等の公告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年8月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る調達件名  
宮崎県警察通信指令システムの賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号

--	--